

第 4 章 保健衛生・保健所

1 保健所の概要

名 称	柏市保健所
設置年月日	平成 2 0 年 4 月 1 日
所管区域	柏市全域
設置場所	【所在地】 柏市柏下 6 5 番地 1（ウェルネス柏内） 平成 2 2 年 4 月 5 日移転 【土地】 7, 259. 82 m²（市所有） 【建物】 延床面積：9, 920. 57 m²（うち保健所分 3, 425. 35 m²） 鉄筋コンクリート造 地上 4 階建て

2 保健所の組織運営体制

(1) 基本方針

市民の健康の保持と増進を目的とした保健衛生の向上と健康・安心・安全なまちづくりを推進するために必要な体制整備を図る。

(2) 組織体制

平成22年4月5日より柏市総合保健医療福祉施設（通称：ウェルネス柏）がオープンし、これまでの施設から移転し、ウェルネス柏内で業務を行っている。新施設においては複合施設としての機能を活かし、部門間の連携を積極的に進めることにより、地域保健サービスの総合的・一体的な実施を図る。

■ 組織と職員配置

【柏市保健所（74人）】

※派遣職員を含む，育児休業代替任期付職員及び再任用職員を除く

```

graph TD
    A[健康医療部長  
(1人)] --- B[総務企画課  
(14人)]
    A --- C[保健所長  
(1人)]
    C --- D[生活衛生課  
(17人)]
    C --- E[動物愛護ふれあいセンター  
(6人)]
    E --- F[衛生検査課  
(8人)]
    B --- G[総務企画担当]
    B --- H[医事薬事担当]
    D --- I[環境衛生担当]
    D --- J[食品衛生担当]
    E --- K[動物愛護担当]
    F --- L[検査担当]
  
```

健康医療部長
(1人)

保健所長
(1人)

総務企画課
(14人)

保健予防課
(26人)

生活衛生課
(17人)

動物愛護ふれあいセンター
(6人)

衛生検査課
(8人)

総務企画担当

医事薬事担当

感染症・疾病対策担当

精神保健福祉担当

環境衛生担当

食品衛生担当

動物愛護担当

検査担当

(3) 業務体制

千葉県から移譲された業務（保健所業務・動物愛護業務）と、市の地域保健業務を集約・統合して推進する。

ア 対人保健サービス

柏市保健所組織に保健センター機能を統合することにより、これまで県と市がそれぞれ実施してきた健康増進業務を一元化したほか、感染症予防対策、精神保健福祉対策、難病対策など専門的かつ技術的な対人保健サービスを提供する。

イ 対物保健サービス

医事薬事、食品衛生、環境衛生業務などの専門的かつ技術的な対物保健サービスを提供する。

ウ 試験・検査業務

臨床細菌検査、ウイルス検査、食品衛生検査及び環境衛生検査などの検査業務を実施する。

■ 組織と業務

課・室	担 当	主な業務
総務企画課	総務企画担当	健康危機管理の施策，地域保健に関する調査・研究，学生実習・地域保健臨床研修，地域保健関係職員の人材育成，所内事業調整，保健統計，柏市保健衛生審議会関係，柏市総合保健医療福祉施設管理，所内庶務，健康増進法及び食品表示法に基づく指導等に関すること，調理師法に関すること
	医事薬事担当	医療安全相談，医療従事者等の免許，医療法・医療品医療機器等法等に関すること，薬物乱用防止対策，内部制度管理の統括
保健予防課	感染症・疾病対策担当	感染症対策（結核・エイズ・性感染症等），難病対策，特定疾患治療研究事業，先天性血液凝固因子障害等治療研究事業，千葉県肝炎治療特別促進事業，千葉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
	精神保健福祉担当	精神保健福祉に関する相談支援，知識の普及・啓発
生活衛生課	環境衛生担当	理容所，美容所，クリーニング所，興行場，旅館業，公衆浴場等の環境衛生に関すること
	食品衛生担当	飲食店等の食品衛生に関すること
動物愛護ふれあいセンター	動物愛護担当	狂犬病予防，並びに動物の愛護及び管理に関すること

衛生検査課	検査担当	エイズ予防・性感染症・肝炎対策・結核対策等に係る臨床検査，三歳児健康診査等に係る尿検査，腸内細菌検査，感染症・食中毒等の健康危機事案に係る検査，食品衛生業務に係る検査，飲用井戸水・浴槽水等環境衛生業務に係る検査
-------	------	---

(4) 職員体制

保健所業務の適正な執行のためには，専門的な知識及び技術を有する職員の存在は不可欠であることから，地域保健法をはじめとする関係法令により必要とされている医師，薬剤師，獣医師，保健師，管理栄養士など専門職員を適宜配置する。

また，保健所業務の水準を継続して確保するため，1名の県職員の派遣を受けている。

3 施設

(1) 保健所

平成22年4月5日より，総合保健医療福祉施設（ウェルネス柏）内に移転。

(2) 動物愛護ふれあいセンター

人と動物が共生できるまちづくりを目指し，犬の登録，狂犬病予防注射済票交付，収容動物・逸走動物情報の提供管理などのほか，動物の愛護や適正飼養についての啓発等行う施設として，平成26年4月1日より，動物愛護ふれあいセンターを開設。

4 保健所の附属機関

(1) 柏市保健衛生審議会

ア 設置根拠

柏市保健所条例第4条

イ 事務

地域保健，地域医療及び公衆衛生について，市長の諮問に応じて調査審議し答申するほか，地域保健等に関して講じられる施策の推進について，市長に意見を申し出ることができる。

ウ 委員

14人（令和7年4月現在）

（内訳）医師会，歯科医師会，薬剤師会，獣医師会，医療機関，大学，食品衛生協会，柏市民健康づくり推進員，民生委員・児童委員協議会，看護協会，公募委員，美容業生活衛生同業組合

(2) 柏市感染症診査協議会

ア 設置根拠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条，柏市感染症診査協議会条例

イ 事務

- (ア) 一類感染症から三類感染症までの患者又は無症状病原体保菌者に対する就業制限に関する審議
- (イ) 一類感染症又は二類感染症の患者に対する入院の勧告に関する審議
- (ウ) 入院の勧告を受けて入院している一類感染症又は二類感染症の患者に対する入院期間の延長に関する審議
- (エ) 結核患者の医療費の公費負担に関する審議
- (オ) 市長が緊急を要するため委員長の意見を持って協議会の意見として就業制限の通知をした場合にする，その通知の内容についての協議会に対する報告に関し，意見を述べること
- (カ) 感染症法第19条の規定により市長が入院の勧告又は措置をしたときの協議会に対する報告に関し，意見を述べること

ウ 委員

5 人

(内訳) 感染症指定医療機関の医師，学識経験を有する者（感染症の患者の医療，法律，医療及び法律以外）

5 健康危機管理対策

柏市（保健所）健康危機管理対処計画―感染症編―をもとに，事案発生時にスムーズに対処できるよう，健康危機管理に必要な項目を平時において体制を築き進捗管理を行っていく。

6 厚生統計

厚生労働行政諸施策の企画及び運営に必要な基礎資料を得るため，国の基幹統計をはじめ各種統計調査を実施するとともに，得られた情報の市民等への提供及び保健所が行うさまざまな施策での活用を図る。

7 医事薬事

(1) 医療安全相談

患者又はその家族からの医療に関する相談や苦情及び医療機関からの相談に迅速に対応し，医療機関に対し情報提供や指導等を行うことにより，医療の安全と信頼を高め，もって医療機関における患者サービスの向上に寄与するため，総務企画課内に柏市医療安全支援センターを設置している。

(2) 許可等事務

診療所・助産所の開設の許可，開設許可事項の変更の許可，病室等の使用に関する許可，薬局・医薬品販売業・医療機器販売業及び貸与業の許可，毒物劇物販売業の登録の事務を行う。

(3) 届出受理事務

診療所・助産所・歯科技工所・施術所の開設の届出の受理，開設届出事項の変更・廃止に関する届出の受理，薬局・医薬品販売業・医療機器販売業及び貸与業・毒物劇物販売業・毒物劇物業務上取扱者等の各種届出の受理を行う。

(4) 進達事務

医療従事者等免許・病院・医療法人・毒物劇物製造業及び輸入業・覚醒剤・覚醒剤原料の申請及び届出を受理し，進達する。

(5) 監視指導

医療法，医薬品医療機器等法及び毒物劇物取締法に基づき病院，診療所，薬局，医薬品販売業，医療機器販売業及び貸与業，毒物劇物販売業等に対して計画的に立入検査を実施する。

■ 主な医事薬事関係施設一覧（令和 7 年 7 月 2 2 日現在）

施設名等	施設数(件)	病床数(床)
病院	19	5,405
診療所（一般）	284	38
診療所（歯科）	215	0
助産所	19	
薬局	177	
薬局製造販売医薬品製造販売業	3	
薬局製造販売医薬品製造業	3	
医薬品販売業	128	
高度管理医療機器販売，貸与業	308	
毒物劇物販売業	91	
毒物劇物業務上取扱者（要届出）	2	

8 結核対策

結核対策は，感染症法にのっとり健康診断，患者管理，患者の療養支援，結核医療，発生動向調査等の一貫した管理を行う。

患者の療養支援については，治療の完遂を目的として保健師が入院中から訪問支援を開始し，退院後も訪問・面接等に重点をおいた生活・服薬支援を展開している。令和 6 年の市内新規登録患者数は 41 人である。

9 感染症対策

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努め，患者の人権を守りながら市民の安全な生活を守る。

また，感染症に関する情報の発信・知識の普及に努め，市民への予防啓発活動を行う。

■ 発生件数（令和 6 年）

種 類		件数（件）
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	8
四類感染症	E 型肝炎	2
	つつが虫病	1
	レジオネラ症	14
五類感染症 （全数報告のみ）	アメーバ赤痢	3
	ウイルス性肝炎（E 型肝炎，A 型肝炎を除く）	3
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	5
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎，西部ウマ脳炎，ダニ媒介脳炎，東部ウマ脳炎，日本脳炎，ベネズエラウマ脳炎，リフトバレー熱を除く。）	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5
	後天性免疫不全症候群	4
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1

	侵襲性肺炎球菌感染症	9
	侵襲性髄膜炎菌感染症	1
	水痘（入院を要するもの）	2
	梅毒	67
	播種性クリプトコックス症	2
	百日咳	2

10 エイズ対策

感染予防及びまん延防止のための無料の匿名による相談（随時）・検査を実施している。また，性感染症の罹患とH I V感染の関係が深いことなどから，性感染症対策とH I V感染対策の両面からクラミジア・梅毒・淋菌（不定期）の検査を行っている。

また，世界エイズデーに合わせたストップエイズキャンペーン等啓発普及活動を行う。

■ 事業実績（令和6年度）

事業名	実績（件）	
H I V等検査	休日検査	576
エイズに関する相談	一般相談	14
	専門相談	2

1 1 難病対策

(1) 指定難病医療費助成制度

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、原因が不明で治療法が確立していない指定の疾患については厚生労働省令で定めるところにより、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、当該指定特定医療に要した費用について、千葉県が医療費を助成している。

本市は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、千葉県から事務の一部が委ねられ、認定申請の受付・受給者証の送付事務を行っている。

■ 受給者数（令和6年度末現在 柏市在住者）

項 目	人数
特定医療費（指定難病）受給者数	3,900

(2) 難病相談事業

難病患者等の療養上の不安の軽減を目的として、病気や治療、介護、福祉制度等、療養生活にかかる相談について、保健師等が随時、電話や面接、訪問にて対応している。

■ 実施状況

	訪問相談（延件数）		面接相談 （延件数）	電話相談 （延件数）
	保健師	訪問相談員		
4年度	4	26	179	165
5年度	16	17	234	342
6年度	22	11	288	334

(3) 難病医療講演会

難病に関する患者支援の一環として年1回実施。

■ 実施状況（令和7年度）

項 目	参加延人数(人)
潰瘍性大腸炎・クローン病患者さんのための難病医療講演会	67

1 2 精神保健福祉

(1) 精神保健福祉相談・訪問事業

精神科医師による、こころの健康相談を月4回、アルコール等悩みごと相談を月1回定例で実施している。

■ 相談・訪問指導状況（令和6年度）

項 目	件数(件)
こころの健康相談	66
アルコール等悩みごと相談	19

また、職員による相談（電話・面接・訪問）は必要に応じ随時行っている。

■ 相談・訪問指導状況（令和６年度）

項 目	件数(件)
電話相談	7,894
来所相談	648
訪問	424

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第２３条に基づく通報件数は、１６件。
松戸保健所へ伝達とした。

(2) 家族支援事業

家族が疾病を正しく理解し本人への接し方を学ぶこと、家族同士が集まり悩みを話し合うことで、不安を解消し本人へのサポート力を高めることを目的として実施。

■ 実施状況（令和６年度）

項 目	参加延人数(人)
アルコール等家族会（１２回）	42

(3) 社会復帰活動等（当事者・家族等の支援）

K－H A P P Yプログラム（減酒プログラム）

過量な飲酒による健康障害の予防と健康をテーマに、飲酒の仕方を見直し、リスクの少ない飲酒へ自ら行動変容を起こすよう支援することを目的として実施。

■ K－H A P P Yプログラムの実施状況（令和６年度）

開催回数	参加人数(人)
５（２コース）	16

酒害教室

アルコール依存症者やその家族を対象に、断酒新生会会員の司会によるミーティングを実施。

■ 実施状況（令和６年度）

項 目	参加延人数(人)
アルコール・リカバリーミーティング	114

(4) 啓発普及

市民講座：精神保健福祉に関する一般市民への啓発として年１回実施。

■ 実施状況（令和６年度）

項 目	参加延人数(人)
「お酒との上手な付き合い方」	47

出前講座：要請があった団体へ出向き、メンタルヘルスの問題について、職員による講座を開催。

■ 実施状況（令和６年度）

項 目	参加延人数(人)
出前講座（１０回開催）	195

(5) 精神科病院の入退院事務

管内精神科医療機関より提出される書類を受理し、県の審査機関へ進達する。

■ 実施状況（令和6年度）

項目	医療保護 入院届	医療保護入院 者の退院届	応急入院	措置入院 者の定期 病状報告	医療保護入院 入院期間更新 届	仮退院	措置症状 消退届
件数	403	459	0	3	592	0	22

1 3 環境衛生

(1) 確認及び許認可業務

理容所、美容所及びクリーニング所の開設並びに専用水道及び小規模専用水道布設の確認、旅館、公衆浴場及び興行場の営業、化製場の設置並びに温泉利用の許認可を行う。

(2) 登録業務

環境衛生事業の登録を行う。

(3) 届出受理業務

環境衛生関係法令及び要綱に基づく届出の受理を行う。

(4) 監視指導業務

環境衛生関係施設への立入検査及び衛生管理指導を行う。

■ 環境衛生関係施設数（令和6年度）

種 別	施設数	立入検査数
理容所	238	58
美容所	758	132
クリーニング所	134	50
旅館・ホテル	49	45
公衆浴場	30	28
興行場	7	7
化製場	0	0
動物飼養・収容施設	22	17
温泉利用施設	7	5
特定建築物	118	42
環境衛生事業所	43	11
専用水道	63	62
簡易専用水道	609	31
小規模専用水道	10	9
小規模簡易専用水道	49	4
遊泳用プール	27	21

(5) 相談支援業務

衛生害虫及び住環境に関する相談を行う。

1 4 動物愛護

(1) 狂犬病予防事業

狂犬病予防法、狂犬病予防法施行規則及び柏市狂犬病予防法施行細則に基づき、犬の登録、注射済票の交付等の事務及び登録台帳の管理を行うとともに、集合注射に係る案内や注射未実施犬飼い主への督促状の通知により、狂犬病予防注射接種率の向上を図る。

■ 原簿保有鑑札交付数等（令和6年度）

原簿保有数 (件)	鑑 札(件)			マイクロチップ [®] (件)※		注射済票(件)		死亡届 出 (件)
	交付	交換交 付	再交付	登録	転入	交付	再交付	
26,712	109	229	16	1,390	1,049	16,180	18	1,514

※令和4年6月1日から狂犬病予防法の特例制度によりマイクロチップによる登録が開始。

(2) 動物の愛護及び管理事業

動物の愛護及び管理に関する法律及び柏市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬・猫の適正な飼養を推進し、動物による人への危害発生を防止するため、動物の正しい飼い方の指導及び動物の愛護に関する普及啓発を行う。

また、動物取扱業の登録事務と立入検査による監視、特定動物の飼養の許可事務及び施設監視を行う。

ア 犬、猫等の収容・引取等

野良犬や徘徊犬の捕獲、飼い犬・猫等の引取、負傷した動物の収容を行うとともに、ホームページでの情報提供等により飼い主への返還を推進する。また、殺処分しない方針の下、柏市犬・猫譲渡要領に基づき譲渡を推進する。

■ 犬・猫の収容・引取数等（令和6年度）

	捕獲	引取	負傷	返還	譲渡
犬 (頭)	23	4	1	16	12
猫 (匹)	—	136	64	1	195
その他 (匹)	—	—	—	—	—

■ 動物愛護に関する普及啓発状況（令和6年度）

	犬	猫	その他	計
苦情件数(件)	238	300	4	542
相談件数(件)	3,942	1,699	20	5,661

イ 地域猫の不妊・去勢手術助成

市内で飼い主のいない猫を適正に管理する活動を行う団体および個人に対して、柏市猫の不妊去勢手術助成金交付要綱により不妊・去勢手術に要する費用の一部を助成する。

おす	めす	計
75	63	138

ウ 動物愛護フェスティバル

動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を図るため、動物愛護週間の期間中に実施する。9月22日に柏市動物愛護ふれあいセンターにて開催。来場者約200人。

エ 犬猫の飼い方・しつけ方教室

犬猫の飼養者に対してしつけの基本的な知識と技術の習得、適正な飼養を指導することを目的として開催する。

	実施回数(回)	参加人数(人)
犬	3	30
猫	1	6

オ 動物取扱業関係

(ア) 登録等及び立入検査

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業に関する登録申請及び第二種動物取扱業の届出(変更、廃止等を含む。)の受理並びに施設への立入検査等の事務を行う。

■ 第一種動物取扱業登録数及び立入検査数(令和6年度)

	登録数	登録申請数	変更届出数	廃業届数	立入検査数
件数(件)	211	17	18	7	48

■ 第二種動物取扱業届出数及び立入検査数(令和6年度)

	登録数	登録申請数	変更届出数	廃業届数	立入検査数
件数(件)	9	4	0	0	0

(イ) 動物取扱責任者研修会

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱責任者研修会を実施する。

■ 実施回数及び参加人数(令和6年度)

実施回数(回)	参加人数(人)
1	38

カ 特定動物関係

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、特定動物を飼養しようとする者に対して許可(変更、廃止等を含む。)の申請受理及び施設への立入検査等の事務を行う。

■ 特定動物飼養許可数及び立入検査数(令和6年度)

	許可	許可申請	変更許可	変更等届出	廃止届出	施設監視
件数(件)	7	1	0	1	0	1

15 食品衛生

(1) 営業施設許可業務

市内には立地条件から大規模小売店舗や食品製造施設が多く、また公設市場も設置されていることなどから食品関係営業施設は数・集中度ともに県内有数となっている。

■ 食品衛生関係施設及び許可・届出数（令和6年度）

	許可（旧法）	許可（改正法）	届出
営業施設数(カ所)	1,544	2,913	2,142
新規許可件数(件)	—	809	
継続許可件数(件)	—	—	
廃業件数(件)	740	89	
無許可件数(件)	—	—	
ふぐ認証施設数(カ所)	14	30	

(2) 施設の監視指導・収去検査

市内の食品の安全性を確保するため、食品の収去検査を行うとともに、食品関係営業施設の一斉監視及び食品製造施設等の監視指導を実施し、営業者に対し自主管理の啓発に努める。

■ 施設の監視指導及び処分等の数（令和6年度）

	許可（旧法）	許可（改正法）	届出
監視件数	759	468	276
指導票交付	—	2	—
営業停止	—	—	—
その他	—	—	—
口頭説諭	5	17	5

■ 収去検査数（令和6年度）

食品の収去検査検体数(件)	100
食品の収去検査項目数(件)	1,376

(3) 自主管理体制の強化と夏期・年末における食中毒予防対策

食品衛生知識の普及向上を図るため、食品営業者等を対象に衛生講習会を開催する。また、食中毒予防の啓発事業等を実施する。

■ 衛生講習会実施回数及び参加人数（令和6年度）

	実施回数(回)	参加人数(人)
食品衛生講習会	17	575

■ 食中毒予防の啓発事業期間（令和６年度）

	期 間
夏期一斉取締り	７月１日～ ７月３１日
食品衛生月間の実施	８月１日～ ８月３１日
年末一斉取締り	１２月２日～１２月２７日

１６ 栄養指導事業

（１）給食施設指導事業

給食施設に対し、栄養管理及び衛生管理について巡回指導を行うとともに、給食施設管理者及び従事者の資質の向上を図るための研修会を実施する。

■ 給食施設開始及び廃止状況（令和６年度）

総施設数(カ所)	開始/再開届出数(件)	廃止/休止届出数(件)
205	8	0

■ 給食施設指導状況（令和６年度）

個別指導		集団指導	
巡回指導数(カ所)	電話等指導数(件)	回数(回)	延施設数(カ所)
87	117	2	138

（２）食品表示法に基づく指導

適正な食品表示の普及啓発を行う。

（３）栄養関係団体育成事業

地域の食育推進を図る役割を担う栄養関係団体に対して助言・指導を行う。特に、調理師会においては、野菜を食べよう柏協力店推進の担い手として育成する。

１７ 試験検査

（１）健康危機事案に係る検査

ア 感染症に係る検査

感染症の患者又はその接触者等を対象に、当該感染症の原因となった病原体の検査を実施している。

イ 食中毒等に係る検査

保育施設や老人福祉施設等において胃腸炎等が流行した場合や、飲食店等で食中毒が疑われる事案が発生した場合に、その原因となった病原体を特定するための検査を実施している。

■ 健康危機事案に係る検査（令和６年度）

検査内容	件数(件)
感染症に係る検査	63
食中毒等に係る検査	422

(2) 臨床検査

ア 便検査

食品営業者や水道事業者など便検査を希望する市民等を対象に、腸内細菌の検査を実施している。

イ 血液検査

H I V、梅毒トレポネーマ、B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルスについて、抗原及び抗体のスクリーニング検査を実施している。また、結核菌について、I G R A検査（Q F T検査）を実施している。

ウ 尿検査

母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく三歳児健康診査及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく健康診断等において、尿検査を実施している。

エ 喀痰検査

結核菌の塗抹検査及び培養検査を実施している。

■ 臨床検査（令和6年度）

検査内容		件数(件)
便検査		2,207
血液検査	H I V（抗原検査及び抗体検査）	576
	梅毒トレポネーマ（抗体検査）	569
	B型肝炎ウイルス（抗原検査）	0
	C型肝炎ウイルス（抗体検査）	0
	結核菌（I G R A検査）	106
尿検査		2,854
喀痰検査	結核菌（塗抹・培養検査）	9

(3) 食品衛生検査

ア 食品収去検査

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき収去された食品について、細菌及び食品添加物等の検査を実施している。

イ 食鳥処理場衛生検査

食鳥処理場におけるH A C C P方式による衛生管理指針に基づき、と体及び機械器具等の細菌検査を実施している。

■ 食品衛生検査（令和6年度）

検査内容	件数(件)
食品細菌検査	60
食品化学検査	26
食鳥処理場衛生検査（ふきとり）	30

(4) 環境衛生検査

ア 飲用井戸の水質検査

家庭で使用する井戸水の水質検査を希望する市民等を対象に、水道水の水質基準のうち10項目について検査を実施している。

イ 浴槽水等の検査

公衆浴場等から採水された浴槽水等について、レジオネラ属菌の検査を実施している。

■ 環境衛生検査（令和6年度）

検査内容	件数(件)
飲用井戸の水質検査	327
浴槽水等の検査	57